## 平成28年11月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成28年11月22日 開会 平成28年11月22日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

# 平成28年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

### ○会議録 [11月22日 (火)]

会議に出席	<b>常した者の職氏名</b>	1
会議に欠席	ました者の職氏名	1
議事日程·		2
会議に付し	_た事件	2
開会		3
諸般の報告	냨	3
日程第1	議席の指定	3
日程第2	会議録署名議員の指名	3
日程第3	会期の決定	3
日程第4	副議長の選挙	4
日程第5	発議第2号	
(滋賀	貿県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の	
制気	室について)	5
日程第6	報告第1号	
(地力	ち自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について)…	6
日程第7	議案第11号から議案第15号まで一括議題	
(平原	文27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についている。	ソレン
て化	也 4 件)	6
閉会		1

平成28年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年11月22日

開会 午後2時30分

閉会 午後2時51分

#### 平成28年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成28年11月22日(火曜日)

招集場所 広域連合議会議場

(滋賀県市町村職員研修センター視聴覚教室(ピアザ淡海4階)

#### 会議に出席した議員(16名)

1番	越		直	美		2番	大ク	人保		貴
3番	藤	井	勇	治		4番	富士	上谷	英	正
5番	善	利	健	次		7番	野	村	昌	弘
8番	岩	永	裕	貴		9番	Щ	仲	善	彰
10番	谷	畑	英	吾	1	1番	福	井	正	明
12番	小	椋	正	清	1	3番	平	尾	道	雄
14番	平	尾	義	明	1	6番	宇	野	_	雄
17番	村	西	康	弘	1	9番	久	保	久	良

#### 会議に欠席した議員(3名)

 6番 宮本和宏
 15番 西田秀治

 18番 北川豊昭

#### 説明のため出席した者の職氏名

 広域連合長
 橋川
 渉
 副広域連合長
 伊藤定勉

 副広域連合長
 松井繁夫
 代表監査委員
 若林忠彦

 事務局次長
 上村達也
 総務企画課長
 小西征義

 業務課長
 小川隆史
 会計課長福西弘充

#### 職務のため出席した者の職氏名

書 記 井口明洋 書 記 山本晃治

#### 議事日程

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 発議第2号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する 規則の制定について)

第6 報告第1号

(地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について)

第7 議案第11号から議案第15号

(平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について他4件)

#### 会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 発議第2号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する 規則の制定について)

日程第6 報告第1号

(地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について)

日程第7 議案第11号から議案第15号

(平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について他4件)

#### 開会 午後2時00分

(開会 開議)

○議長(藤井勇治君) それではただいまから、平成28年11月滋賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、16名、欠席議員は3名。欠席議員は、宮本和宏議員、西田秀治議員、北川豊昭議員でございます。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。 次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたし ております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(藤井勇治君)日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県 後期高齢者医療 広域連合議会 会議規 則第5条第2項の規定により、指定いたします。

岩永裕貴議員は、8番に指定いたします。山仲善彰議員は、9番に指定いたします。

谷畑英吾議員は、10番に指定いたします。西田秀治議員は、15番に指定いたします。 久保久良議員は、19番に指定いたします。

(日程第2)

○議長(藤井勇治君)日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、9番山仲善彰議員、10番谷畑 英吾議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(藤井勇治君)日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(藤井勇治君) 日程第4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、宇野一雄君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました、宇野一雄君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長 の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、宇野一雄君が、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選をされました。 宇野一雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によ り当選の告知をいたします。

宇野一雄議員、登壇して、ご挨拶をお願いいたします。

- ○副議長(宇野一雄君) 議長。
- ○議長(藤井勇治君) 宇野議員。

○副議長(宇野一雄君) 失礼いたします。ただ今、議長から指名を受け、皆様のご賛同 を頂きまして、副議長に就任いたします宇野でございます。

藤井議長のもと、本議会の運営が円滑に行われますよう努力して参ります。議員皆様のご協力を心からお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(日程第5)

○議長(藤井勇治君) はい、ありがとうございました。次に日程第5、発議第2号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。なお、発言につきましては全て自席でお願いいたします。4番、富士谷英正君。

- ○4番(冨士谷英正君) 議長。
- ○議長(藤井勇治君) 冨士谷君。
- ○4番(冨士谷英正君) 発議第2号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を説明させていただきます。

本案は、広域連合議会会議規則に、地方自治法第100条第12項の規定による「協議等の場」として、全員協議会の条項を設けるものでございます。

広域連合議会会議規則第15条の規定により、久保久良議員のご賛同をいただきまして、 提案させていただくものでございます。何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろ しくお願いを申し上げます。以上です。

○議長(藤井勇治君) 提案理由の説明が終わりました。

発議第2号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結 いたします。

これより討論に入ります。発議第2号に対する通告による討論はございません。これを もって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

発議第2号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制 定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

#### (起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。起立全員であります。よって、発議第2号は、 原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長(藤井勇治君) 日程第6、広域連合長から報告第1号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分について」が議会に提出されました。

報告書については、事前に配付したとおりですので、ご了承を願います。

(日程第7)

- ○議長(藤井勇治君) 日程第7、議案第11号から第15号までを一括議題といたします。 書記より議件を朗読させます。
- ○書記(山本晃治君) 議件を朗読いたします。

議案第11号平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第13号平成28年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号、議案第14号平成28年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、議案第15号滋賀県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の制定について、以上でございます。

- ○議長(藤井勇治君) 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から議案理由の説明 を求めます。連合長。
- ○広域連合長(橋川渉君) 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成28年11月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議を願うに当たりまして、 その概要を説明させていただきますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

後期高齢者医療制度の施行から8年が経過いたしましたが、これまで市町の皆様との 緊密な連携のもと、制度の定着と安定に努めてまいりました。

今後とも、被保険者の皆さんに信頼していただけるよう、円滑な制度運営に尽力して まいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の格別のご理解とご支援、ご協力を賜り ますよう、お願い申し上げます。 それでは、まず諸般の報告として、「高齢者医療制度の見直しをめぐる国の動向」について申し上げます。

昨年5月に成立しました「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体に都道府県がなることになりましたが、高齢者医療制度につきましても被用者保険者の後期高齢者支援金を全面総報酬割へ移行するとともに、拠出負担が重い保険者の負担軽減策の対象を拡大するなど、持続可能な制度の安定的な運営に向けた改革が進められているところでございます。

一方、後期高齢者医療制度施行当初から実施されてきました保険料軽減特例措置の見直しについて、本年9月29日開催の第97回社会保障審議会医療保険部会において議題として取り上げられ、議論が開始されました。

当広域連合といたしましては、引き続き、被保険者の方々が安心して必要な時に必要な医療を受けていただけるよう、見直しの時期や激変緩和措置の内容等について、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、医療費の動向について申し上げます。本年9月に厚生労働省が発表しました平成27年度の概算医療費は、41.5兆円で対前年度比では3.8%の増となり、うち、後期高齢者の医療費は15.2兆円で対前年度比では4.6%増となり、全体の約37%を占めております。

本県の後期高齢者の平成27年度医療費は、前年度に比べ62億6,800万円増の 1,489億2,100万円で、その伸び率は4.39%となりました。

この伸び率を平成27年度予算では、5.2%と見込んでおりましたので、予算の範囲内での結果となりました。

これに関して、厚生労働省は、調剤費の伸び率が高く推移していることなどを指摘して おり、平成27年度の医療費の伸びは、調剤費の伸びと入院外医療費の伸びが高くなった ことが要因と考えられます。

そして、第5期保険料の1年目にあたる本年度の医療費につきましては、8月診療分までの1カ月あたりの平均額は約128億円、27年度に比べ3.08%の伸びを示しておりますことから、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

当広域連合としましても、医療費の適正化を図るため、後発医薬品の利用促進に引き続き取り組むとともに、保健事業実施計画に基づく保健事業を市町の皆様と連携・協力して実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図り生活や安心を支えてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、ご説明いたします。

まず、議案第11号及び議案第12号は、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の平成 27年度決算について、認定を求めようとするものでございます。

一般会計歳入歳出決算では、歳入額が1億3,183万7,526円に対して、歳出額が1億2,239万1,539円であり、歳入歳出差引額は、944万5,987円の剰余となっております。

次に、特別会計歳入歳出決算では、歳入額が1,531億8,907万1,716円に対して、歳出額が1,466億6,637万6,819円であり、歳入歳出差引額は、65億2,269万4,897円の剰余となっております。

なお、平成27年度広域連合決算審査におきましては、監査委員から「不当利得の返還請求に係る収入未済の対応については、前年度から継続して債権回収に努めた結果、一定の成果を挙げているが、引き続き収入未済額の解消ならびに新たな案件発生の未然防止に努めていただきたい。」とのご意見をいただいております。

当広域連合といたしましては、事例を積み重ね適切な債権回収を進めるとともに、債務者に対し早い段階から丁寧な説明を行い、支払いを促すなど、収入未済額の解消と案件発生の未然防止に努めてまいります。

併せまして、高齢化の一層の進展と医療の高度化により更なる医療費の増加が見込まれることから、引き続き、健全で安定した財政運営に取り組んでまいります。

次に、平成28年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算についてご説明申 し上げます。

これは、平成27年度の決算に基づき、その剰余金を受け入れるとともに、必要な予算措置を講じようとするものであります。

まず、議案第13号の一般会計補正予算は、744万6,000円を増額するものでございます。

その内訳は、平成27年度の国庫支出金及び市町負担金の精算に伴う返還金としまして744万6,000円の増額をするものでございます。

次に、議案第14号の特別会計補正予算は、35億3,014万8,000円を増額するものでございます。

その内訳は、一点目に、平成27年度の国、県、支払基金、市町の負担金の精算に伴う返還金としまして26億7,226万2,000円の増額、二点目に、国庫支出金等の精算後の剰余金を給付費等準備基金へ積立てるため8億5,583万1,000円の増額、三点目に、低所得者等に対する保険料軽減特例措置の段階的廃止に関する広報啓発事業費として205万1,000円の増額を計上いたしております。

次に、議案第15号は、「行政不服審査法」の改正に伴い、「行政不服審査会」の設置に 必要な事項を定めるため「行政不服審査法施行条例」を制定するものでございます。

以上、5件の議案につきましての提案の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご 審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(藤井勇治君) 提案の理由の説明が終わりました。

まず、議案第11号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第11号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第11号「平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認 定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

#### (起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第11号は、 原案のとおり認定をされました。

次に、議案第12号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質 疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第12号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第12号「平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求め ます。

#### (起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第12号は、 原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第13号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第13号「平成28年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」 は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

#### (起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第13号は、 原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質 疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第14号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第14号 「平成28年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算第1号」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

#### (起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第14号は、 原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第15号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第15号「滋賀県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

#### (起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第15号は、 原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会 いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時51分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成28年11月22日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 藤井勇治

署 名 議 員 山 仲 善 彰

署 名 議 員 谷 畑 英 吾